

新型コロナウイルス感染症の影響により 20%以上業績が減収した中小企業等を追加支援します！

## 「赤平市中小企業等事業継続追加支援金」のお知らせ

申請期限 令和3年3月10日

赤平市で事業を営む中小企業等において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年9月から令和3年2月までに前年同月比20%以上、減収した月がある場合、第1弾に続き、下記の通り**追加支援金**を給付し、中小企業者等の事業継続と雇用確保を支援します。

**【事業継続追加支援額】** 従業員数に応じ支援。ただし従業員のいない事業者は、20万円

20名以下

20万円

21～50名

50万円

51～80名

100万円

81名以上

200万円

**【雇用者加算支援金】** 減収した月の雇用保険被保険者数に応じ支援。

**雇用する従業員数×5万円**（上記事業継続支援金を1回でも受給していること。）

### 対象要件

①赤平市内に住所又は事業所を有し、事業を営む法人又は個人事業者であること ②通年で事業を営み、今後も事業を継続する意思があること ③令和2年9月から令和3年2月までの間で、申請者が指定する月の事業収入が前年同月と比較し20%以上減少していること。

※対象外 ①大企業 ②農業・林業・漁業・医療・福祉の業種を営む者 ③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者 ④市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等 ⑤市税等の特定滞納者⑥適当でないと市長が判断する者⑦第1弾支援金と第2弾支援金の合計額が直前年度の総事業収入を超える場合

**申請** ■受付期間 令和2年**10月19日(月)**から令和3年**3月10日(水)**まで

**申請** ■申請に必要な書類（詳しくは市役所 HP をご覧になるか、支援金交付申請書兼請求書の「8 添付資料」をご確認ください）

**手続** 【事業継続追加支援金】 ①支援金交付申請書兼請求書 ②申請に係る誓約書兼承諾書 ③令和元年確定申告書の写し（別表一又は第一表控え） ④法人は「法人概況説明書」の写し ⑤個人事業者は「青色申告決算書」（白色申告者を除く） ⑥令和2年9月から令和3年2月までの間で申請者が指定する月の事業収入が分かる書類（売上台帳など） ⑦個人事業者は「身分証明書」の写し ⑧従業員数が分かる書類（21名以上の場合） ⑨振込先金融機関口座の写し **※第1弾と同一書類は省略**

【雇用者加算支援金】 ①支援金交付申請書兼請求書 ②事業所台帳異動状況照会 ③振込先金融機関口座の写し ④個人事業者は「身分証明書」の写し

■申請方法 ①必要書類をそろえ、下記まで郵送にて申請ください。

申請先：赤平市商工労政観光課 〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地

※市役所にご持参の場合は、感染対策と混雑を避けるため、市商工労政係までご連絡頂きますようお願いいたします。【連絡先】 32-1841（市商工労政係）